

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 11
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	令和2年12月15日
【提出日】	令和3年3月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	提出者の住所変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Gunosy
証券コード	6047
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第一部）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	木村 新司
住所又は本店所在地	シンガポール共和国トレジャーアイランド（Treasure Island Singapore）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	シンガポール共和国コーヴ・グローヴ（Cove Grove Singapore）

②【個人の場合】

生年月日	
職業	個人投資家
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
電話番号	03-3214-6522

（2）【保有目的】

発行会社の元代表取締役であり、中長期保有を目的とした安定株主として保有しております。
--

（3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	5,536,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 5,536,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 5,536,300		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月15日現在）	V 23,947,774
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）	23.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	23.19

（注）発行済株式等総数は、前回の報告書提出後、新株予約権の行使により70,000株増加して、上記のとおり23,947,774株となっております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・平成30年11月20日に上記保有株式のうち800,000株を、株式会社三井住友銀行に担保として差し入れました。
- ・平成31年3月27日に上記保有株式のうち800,000株を、株式会社三井住友銀行に担保として差し入れました。
- ・令和元年8月15日に上記保有株式のうち574,400株を、株式会社三井住友銀行に担保として差し入れました。
- ・令和2年3月2日に上記保有株式のうち900,000株を、株式会社三井住友銀行に担保として差し入れました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	8,628
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	平成26年12月29日付の株式分割により6,520,000株を取得。かかる株式のうち1,000,000株を平成28年7月25日に売却にて処分。
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	8,628

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地